角田市監査委員告示第 3 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

平成30年8月28日

角田市監査委員 南 部 信 一 角田市監査委員 湯 村 勇

角 監 第 2 3 号 平成 3 0 年 8 月 2 7 日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南 部 信 一 角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による 「財務に関する事務の執行」の監査)

2. 監査の対象

自治センター(角田、横倉、小田、枝野、藤尾、東根、桜、北郷、西根)、生涯学習課

3. 監査の期間

平成30年5月14日(月)から同年5月29日(火)まで

4. 監査の範囲

平成29年度の配当予算の執行及び財務事務処理(収入、支出、契約、検収、現金の出納保管等)並びに物品・施設の管理状況等

5. 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、自治センターが生涯学習の場として適切に機能しているか、及び住民ニーズに沿った利用しやすい施設になっているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

6. 監査の結果

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類は概ね良好に記録整備されており、所管の事務は概ね適正に執行されていると認められた。事務処理上留意すべき事項で軽易なものについては、監査実施の際、口頭で留意又は改善を要望したので記述を省略する。

また、各自治センターとも事業計画に基づき地域住民の教養の向上や文化活動、健康の増進を図るための社会教育事業を実施しており、全地区で延べ25,796人が参加している。今後も引き続き、自治センターが地域住民から親しまれ、最も身近な生涯学習拠点として、より一層有効に利用されることを望むものである。